

所得制限限度額に加算される金額と所得額から控除される金額

所得制限限度額に加算される金額	【70歳以上の同一生計配偶者、老人扶親族1人につき加算する額】 100,000円 【特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額】 250,000円
所得額から控除される金額	寡婦控除・勤労学生.....270,000円 ひとり親控除.....350,000円 障害者控除.....270,000円 特別障害者控除.....400,000円 給与所得または公的年金等所得のある方.....100,000円 配偶者特別控除控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、 長期・短期譲渡所得特別控除.....控除相当額